

定款

一般社団法人聖母

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人聖母と称する。

(目的)

第2条 当法人は、国際的な理解を得ながら、公益的かつ慈善の精神に基づき、飢餓に窮する個人、学校その他の教育団体等に、給食支援等の事業を行うことにより、人々の生活向上に寄与することを目的とし、上記の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 学校給食支援、教育、社会福祉等に繋がる商品の企画、開発、製造及び販売
- (2) 日本における各種チャリティーの促進
- (3) 前各号に附帯関連する一切の事業

(主たる事務所)

第3条 当法人は、主たる事務所を大分県別府市に置く。

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

- 2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、社員総会の承認を得るものとする。

(除名)

第6条 社員が、当法人の名誉を毀損し若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(法定退社)

第7条 社員は、次に掲げる事由によって退社し、その資格を喪失する。

- (1) 死亡し又は失踪宣告を受けた場合
- (2) 解散
- (3) 除名
- (4) 総社員の同意

(任意退社)

第8条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(社員名簿)

第9条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(社員総会)

第10条 当法人は、定時社員総会を毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会を必要に応じて開催する。

(招集)

第11条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日の5日前までに各社員に対して発する。

(議決権及び決議要件)

第12条 社員は、各1個の議決権を有する。

2 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。3. 前項の規定にかかわらず、一般法人法第49条第2項の社員総会の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議長)

第13条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(社員総会議事録)

第14条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 理事

(理事の員数)

第15条 当法人の理事は、1名以上とする。

(理事の選任)

第16条 理事は、社員総会の決議により選任する。

(理事の任期)

第17条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する
定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として又は増員により選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する
時まで又は他の在任理事の任期の満了する時までとする。

3 理事が任期満了又は辞任により退任したことにより、一般法人法又は本定款で定めた理
事の員数が欠けた場合には、任期満了又は辞任により退任した理事は、新たに選任され
た理事が就任するまでは、なお、理事としての権利義務を有する。

(代表理事)

第18条 当法人の理事が2名以上あるときは、社員総会の決議により、1名の代表理事を選定
する。当法人の理事が1名のときは、当該理事を代表理事とする。

2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

(理事の報酬等)

第19条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上
の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 計算

(事業年度)

第20条 当法人の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までの年1期とする。

第6章 附則

(定款に定めのない事項)

第21条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。

令和7年1月1日

本書は、当法人の現行定款に相違ない。

一般社団法人 聖母

代表理事 鳥越 範勇